

税の更正に関する申告要領（予約採用）

1. 本申告の目的

日本学生支援機構（以下、「機構」といいます。）の奨学金の家計基準は、奨学金の申込者※¹及び生計維持者全員の住民税（市町村民税）情報を基に判定しますが、この判定に用いた市町村民税の情報は、税の更正※²によって内容が変更されることがあります。本申告は、申込者から税の更正があったことについて機構に提出していただくことで、機構が奨学金の家計基準の判定のやり直し（再判定）を行うための資料とすることを目的としています。

なお、奨学金の判定に用いた年度の税の更正がない（住民税情報に変更がない）場合は、本申告を行うことはできませんので、税の更正については市区町村役場にお問い合わせください。

※¹ 貸与奨学金は、生計維持者の住民税情報を基に判定します。

※² この申請においては、税の更正は、市区町村により市町村民税の情報が変更されることをいいます。個人の市町村民税ではない税（所得税等）の更正は関係しません。なお、機構では税の情報を変更することはできません。

2. 再判定とは

機構は、本申告のあった税の更正に関する情報等に基づき、奨学金に関する再判定を行うことがあります。

この再判定の結果、以下のような結果が生じ得ます。ただし、いずれの場合も、再判定を行っても再判定を行う前と同一の結果となる場合があります。

（１）税の更正により所得が減っていたり、控除額が多くなったりしていたとき

- ・ 奨学金に不採用だった場合、新たに採用候補者となることがあります。（必ず採用候補者になるとは限りません。）
- ・ 給付奨学金の支援区分の変更により、給付奨学金が増額となる区分になることがあります。

（２）税の更正により所得が増えていたり、控除額が少なくなったりしていたとき

- ・ 奨学金の採用候補者となっていた場合、採用候補者の決定が取り消される場合があります。
- ・ 給付奨学金の支援区分の変更により、給付奨学金が減額となる区分になることがあります。

なお、本申告にかかわらず、機構が自ら税の情報の変更を把握し、再判定を行うこともあります。

3. 申告対象者

税の更正により、令和７年度の市町村民税の情報に変更が生じた申込者※及び生計維持者

※ 貸与奨学金は、生計維持者の住民税情報を基に判定します。

4. 申告期間

市区町村から市町村民税の「更正（決定）通知書」等の住民税情報が変更された旨の通知を受け取った後、選考結果を確認のうえ申告してください。

※ 本申告書は、2026年１月末（機構必着分）まで受け付けます。（後記 7.⑥参照）

5. 申告いただいた結果の連絡

機構から学校へ文書にて通知いたします。学校を通じてお受け取りください。

※ 住民税情報に変更はあるが支援区分に変更が生じない場合も、学校へ文書にて通知します。

※ 住民税情報に変更が確認できない場合は、再判定を行わず申告書一式を申告者へ返送します。

6. 提出書類

以下①及び②を、下記送付先まで送付してください。

- ① 「日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告書（予約採用）」（機構ホームページに掲載）

※ 記入にあたっては別紙の「記入例」を参照してください。

- ② 税の更正があった方の税の更正が分かる書類（令和7年度税の「更正（決定）通知書」または修正が反映された令和7年度課税証明書（コピー可））

※ 申込時等にマイナンバーを機構へ提出していないなど、機構で住民税情報の確認ができない場合は、住民税情報が変更された旨が分かる通知を受け取った方の当該年度の「課税証明書」の添付が必要です。

7. 留意事項

- ① 奨学金に関する再判定を行うときは、ご提出いただいたマイナンバーを利用し住民税情報を取得します。なお、機構で住民税情報の再取得に時間を要する場合など、必要に応じ課税証明書^注の提出を求める場合があります。
- ② 再判定時には、申込者本人及び生計維持者全員の扶養状況等の確認を行う必要があるため、それぞれの算定基準額を改めて算定し直したうえで再判定を行います。
※ 貸与奨学金は、生計維持者の住民税情報を基に判定します。
- ③ マイナポータルで確認できる「わたしの情報」の個人住民税情報に税の更正の結果が反映されていること、又は反映されたことを市区町村のご担当者にご確認後に、申告書をご提出いただくようご協力をお願いします。なお、機構においては、住民税情報に変更が確認できた場合のみ、再判定を行います。
- ④ 登録番号（受付番号）（選考結果に記載されている16桁の番号）または申込ID（スカラネットログイン時に使用したYD25から始まる10桁の番号）が分からない場合は、学校にご確認ください。
- ⑤ 申告書等の書類に不足がある場合は、記入いただいた「本件の連絡先」に電話又は書面で照会します。
- ⑥ 本申告書は、2026年1月末（機構必着分）まで受け付けます。2月以降は、本申告書での提出はできません。

採用候補者の方は、進学後、進学届を提出し奨学生として採用された後に、税の更正による再判定の手続きをしてください。不採用の方などは進学後、在学一次採用に再度お申込みください。

8. 送付先

〒104-8173 東京都中央区銀座6丁目18番2号

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 貸与・給付総務課
（簡易書留等、記録が残る方法により提出願います）

【注意】

1. 再判定の対象となった場合、提出された書類等は返却しかねますのでご承知おきください。
※ 住民税情報に変更が確認できず、申告書一式を申告者へ返送するものを除きます。
2. 税の更正や「更正（決定）通知書」は、**令和7年度のもの**であることを確認してください。
3. 申込者本人に関する税法上の扶養の状況が変わった場合（生計維持者の「本人に関する扶養控除」の有無を変更した場合など）、申込者本人等に税の更正がない場合であっても、本人及び生計維持者両方の住民税情報を取得します。
4. 「課税証明書」を提出する際は、更正後の内容が反映されているものを取得してください。
なお、取得していただく「課税証明書」には次の項目の記載が必要です。「課税証明書」の書式は、市区町村役場により異なることがあり、以下の項目が存在しない場合や名称が異なる場合があります。
市区町村役場には、以下の項目の記載があるものを発行依頼してください。

【課税証明書に記載の必要な項目】

- ①課税標準額、②市町村民税調整控除額、③市町村民税税額調整額、④扶養親族数及びその内訳、⑤控除等に係る本人該当区分、⑥合計所得金額、⑦総所得金額等

※②と③においてご提出された「課税証明書」に記載がない場合0として計算します。